

児童養護施設円福寺愛育園

園内研修受入規則

(目的)

第1条 この規則は、円福寺愛育園（以下「愛育園」という）が園内研修受入に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の定義と内容)

第2条 研修とは、研修希望者（以下「研修者」という）が個人又は所属する組織（大学、学校等）の責任者（以下「所属長」という）の希望により、研修者の資質の向上を図ることを目的として愛育園で行う実務研修とする。

2 研修内容は、愛育園で規定する保育士兼指導員業務とする。

(研修期間)

第3条 研修期間は1泊2日とする。

2 愛育園は研修者の研修状況により、研修期間を変更することがある。

(受入手続)

第4条 愛育園で1泊2日の研修を希望する場合の手続きは次の通りとする。

(1) 研修者又は所属長は、研修依頼書（個人申込又は学校経由）を愛育園に提出する。

(2) 愛育園は研修者又は所属長に受入承諾書を送る。

(研修者の服務)

第5条 研修者は園内研修規定に基づいて研修する。

2 研修内容の詳細は、愛育園が指示する。

(研修費用)

第6条 1泊2日の研修費用（宿泊費及び食費）は無料とする。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、研修で生じた問題については、その都度愛育園と研修者、保証人、所属長で連絡をとる。

附則

(施行期日)

この規則は平成26年12月10日から施行する。

平成27年8月29日改定

平成28年7月6日改定

平成29年6月6日改定